「いじめ緊急対策」

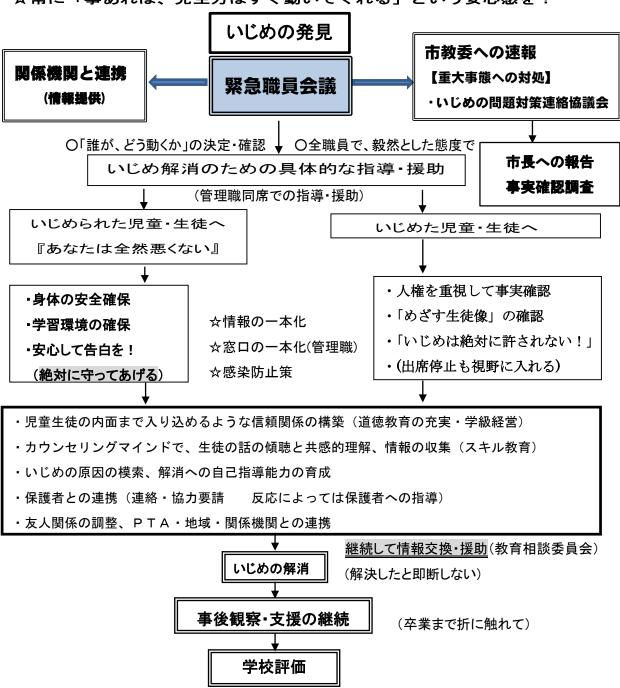
◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない

※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を!



- ※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。
- ※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりや HP 等により、事実を伝える。





熊谷市立玉井中学校「いじめ撲滅宣言」

【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか。

私たちは、一人一人が互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対許しません。あなたがいじめていい理由なんて どこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにや めましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐ に謝りましょう。

【いじめられているあなたへ】

「負けないで!」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チクって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さなSOSに気づいてくれますか?私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。

(平成26年2月13日作成)

この宣言は、市内16中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。



